

「刑事裁判の充実・迅速化について（その１）」の説明

はじめに

このたたき台は、表題に「その１」と付記しているように、刑事裁判の充実・迅速化の論点のうち、第１回公判期日前の新たな準備手続に関するものである。

連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備など、その他の論点に関するたたき台についても、順次作成の上、提示したいと考えている。

なお、このたたき台には、従前は議論が及ばなかった比較的細かな論点についても一定の案を示しているが、もとより、これからの議論のたたき台として、一つの案を示したものにすぎない。

第１ 第１回公判期日前の新たな準備手続

１ 「１ 準備手続の目的等」について

(1) 準備手続の決定

第１回公判期日前に準備手続をすることができることを明らかにするものである。

また、裁判員制度対象事件は別として（下記(3)参照）、一般的には、第１回公判期日前の準備手続は、争点整理や証拠の整理を必要とする複雑な事件について行うこととなるが、そのような事件かどうかの判断に当たっては、当事者の意見を聴くことが適当と考えられることから、「検察官及び被告人又は弁護人の意見」を聴くものとしている。

なお、このたたき台では、第１回公判期日前における準備手続の在り方について記載しているが、現在の第１回公判期日後の準備手続との関係等についても、検討・整理を要するものと考えられる。

(2) 準備手続の目的

ア 現行の第１回公判期日後の準備手続の目的を定めた、刑事訴訟規則第１９４条第２項と同様に、裁判所は、公判の審理を迅速かつ継続的に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠を整理するものとしている。

イ 刑事訴訟規則第194条第3項にならって、訴訟関係人は、アの目的を達するため、進んで協力しなければならないとしたものである。

争点や証拠の整理という準備手続の目的を達するためには、当然のことながら、訴訟関係人の積極的な協力が不可欠であることから、その旨を明記するというものである。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

裁判員制度のたたき台においても記載したところであるが、裁判員制度対象事件においては、準備手続を必要的に行わなければならないとするものである。

審議会意見の指摘するとおり、裁判員にとって審理を分かりやすいものとするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し、真の争点に集中した充実した審理が行われるようにすることが必要と考えられる。また、本来の職業等を有する裁判員が裁判に関与するに当たっては、審理に要する見込み期間が明らかになっていることが必須の前提と考えられる。そこで、裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要的とするものである。

裁判員制度の対象事件に関し、公訴事実に対する被告人の認否による区別はもうけないこととしている審議会の意見を踏まえると、裁判員制度対象事件については、自白事件であっても、公訴事実に関しては争いがなく、審理・裁判の重点が量刑であることを確認し、どの程度の審理期間を要するかなどを明らかにするために、準備手続を必要的なものとするのが適当と考えたものである。

(4) 準備手続の主宰者

これまでの裁判員制度・刑事検討会（以下単に「検討会」という。）における議論を踏まえ、A案とB案の両案を併記している。

両案とも、基本的には受訴裁判所を主宰者としているが、裁判員制度対象事件について、A案は、受訴裁判所を構成する裁判官が準備手続の権限を有するものとし、B案は、受訴裁判所以外の裁判所が主宰するものとしている。

A案は、訴訟手続上の判断については裁判員は評決権を有しないものと

することを前提として、準備手続において、事件の争点整理や審理計画の策定を行った裁判官が、公判審理も担当することとするのが、公判審理を円滑で充実したものとするという観点からも適当であるという考えによるものである。

B案は、同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じないように、裁判員制度対象事件については、受訴裁判所以外の裁判所が主宰すべきであるという考えによるものである。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法

ア 裁判所が、個別の事案に応じ、適当と認める方法を選択することができるよう、準備手続は、訴訟関係人が裁判所に出頭した上で行うことも、訴訟関係人に書面を差し出させて行うこともできるとしている。現行の第1回公判期日後の準備手続でも、同様とされている。

イ 裁判所が、訴訟関係人に対し、主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について釈明を求めることができるとしている。刑事訴訟規則第208条により、訴訟関係人の主張や立証活動の不明瞭な点等につき、釈明を求めることができるが、争点整理や証拠整理の実効性を高めるためには、裁判所が、準備手続において、訴訟関係人に対し、その主張等について釈明を求めることができる旨を明記するのが相当ではないかとの考えにより、この案を掲げたものである。

加えて、裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張等について確認を求めることができるものとしている。これも、求釈明の一種と考えられるが、弁護人の主張等が被告人の意思に沿うものであるかを確認することが争点や証拠の整理に有益である場合もあるとの考えによるものである。

ウ 裁判所は、訴訟関係人が準備手続に提出する書面の提出期限を定めることができるものとしている。準備手続を円滑かつ迅速に進めるためには、書面提出の期限を定めることが相当である場合があるとの考えによるものである。

エ 弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるとしている。イの後半と同様の趣旨で、弁護人が提出する書面において述べられている主張等が被告人の意思に沿うものであることを確認する手段として、被告人の連署を求めることができるとするものである。

(2) 準備手続の出席者

被告人は、準備手続に出席することができるものとしつつ、基本的には、検察官と弁護人が出席するものとしている。被告人が出席していなくとも、弁護人は、被告人との打ち合わせを踏まえて、準備手続に対応することができることも多いと考えられる上、機動的に準備手続を行うことができるようにするためにも、被告人の出席を必要的なものとしなない方がよいのではないかとの考えによるものである。

また、弁護人の主張等について確認を求めるなどのため被告人の出席が必要となることもあると考えられるので、裁判所は、必要と認めるときは、被告人の出席を求めることができるものとしている。

(3) 準備手続の内容

これまでの検討会における議論を踏まえ、事前に審理に要する見込み期間を明らかにした上で、できる限り連日的に開廷して、真の争点に集中した充実した審理が行われるようにするためには、準備手続で何を行うことが必要かという観点から考え、準備手続では、特にアないしコに掲げた事項を行うこととしたものである。

(4) 準備手続結果の顕出

刑事訴訟規則第194条の7にならい、準備手続の経過及び結果は、準備手続に係る調書の朗読等により公判廷に顕出するというものである。

(5) 準備手続の充実

準備手続を行うに際しての心構えというべきものであり、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期に終結させるように努めなければならないとしている。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1) 検察官主張事実の提示

争点整理の第一歩として、検察官がその主張事実を提示するというものである。検討会におけるこれまでの議論でも指摘があったが、十分に争点整理を行うためには、まず、検察官が、公判で立証予定の具体的な事実関係を明らかにすることが必要であるとの考えによるものである。

具体的には、検察官は、裁判所が定めた一定の期限内に、証拠により証明しようとする事実を記載した書面を裁判所及び被告人又は弁護人に送付し、かつ、その証明に用いる証拠の取調べを請求しなければならないとしている。

(2) 取調べ請求証拠の開示

検察官取調べ請求に係る証拠の開示に関する項目である。

刑事訴訟法第299条第1項を踏まえたものであるが、たたき台では、イに記載のとおり、弁護人に証拠書類及び証拠物の謄写の機会を与えるものとするほか、証人尋問を請求する場合には、その証人が公判廷において証言すると考えられる事実が記載された供述調書又は供述要旨を記載した書面を開示すべきものとしている。

これまでの検討会における議論でも意見があったところであるが、検察官主張事実の提示と併せて、当初から証人尋問請求をする場合も含めて、検察官がその主張事実の証明に用いる証拠の内容を明らかにすること、すなわち、検察官の主張立証の全体像を明らかにすることが、争点整理の第一段階として必要であるとの考えによるものである。

(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

検察官取調べ請求証拠以外の証拠の開示に関する項目である。

このたたき台では、これまでの検討会における議論等を踏まえ、A案とB案を記載している。

まず、A案は、被告人側による主張の明示前に、検察官から、被告人又は弁護人に対し、検察官の保管する証拠の標目を記載した一覧表を開示し、被告人・弁護人から、一覧表記載の証拠の開示請求があった場合には、検察官は、弊害が生じるおそれのあると認めるときを除き、当該証拠を開示しなければならないというものである。

十分に争点整理を行うには、その前提として、検察官手持ち証拠はできるだけ幅広く開示されるようにする必要があるなどの考えによるものである。

B案は、簡略化すると、被告人側による主張の明示前に、検察官請求証拠以外のものでも、一定の類型に該当し、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠を開示するというものである。

より具体的には、被告人又は弁護人から、アないしキの類型に該当するもののうち、特定の類型及び範囲の証拠を検討することが特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることを明らかにして開示の請求があった場合、検察官は、その証拠の開示の必要性や、開示に伴う弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときには、その証拠を開示しなければならないというものである。

検察官請求証拠の証明力を判断することができるよう、B案として記載したような証拠を検討する機会を被告人側に与えることが、証拠開示に伴うおそれのある弊害等にも配慮しつつ、被告人側の訴訟準備や争点整理を十分なものとするための証拠開示の在り方として相当ではないかという考えによるものである。

検討会におけるこれまでの議論において、被告人側がその主張を検討するに当たっては、検察官請求証拠以外の証拠の開示が必要な場合があるという指摘や、開示の必要性・重要性が高く、弊害の少ない一定類型の証拠については、あらかじめ開示すべきであるという指摘などがあったことを踏まえたものである。

アないしキは、類型的な開示の必要性、重要性や弊害の程度を考慮して掲記した。

想定される若干の具体例を挙げると、例えば、被告人が犯行現場に居たことを示す特定の証拠物の証明力を判断するため、犯行現場に遺留され押収されたその他の証拠物の開示を求めたり、被害者の死因に関する鑑定書の信用性を判断するために、被害者の死因に関係するその他の鑑定書の開示を求めるといったことが考えられる。

4 被告人側による主張の明示

(1) 主張の明示等

ア 3による検察官主張事実や証拠の開示を受けての、被告人側による主張の明示に関する項目であり、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、A案とB案の両案を併記している。

A案は、被告人又は弁護人が、公判廷において、検察官主張事実の全部又は一部を否認する主張、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、準備手続において、あらかじめ、当該主張を明らかにしなければならず、検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするというものである。

B案は、弁護人が、3の検察官主張事実及び証拠の提示を受けた後、公判廷において、検察官主張事実のうちどの部分を争い、積極的にどのような主張をする予定であるかを、できる限り明らかにするとともに、検察官請求証拠に対する同意・不同意等の意見を述べなければならないとするものである。

B案は、被告人がいかなる場合にも主張を義務付けられないようにするのが相当であるとの考えから、弁護人にのみ、たたき台に記載したような主張の明示義務を課すものである。これに対し、A案は、公判廷においてもするつもりのない主張は明らかにする必要はないとすることで被告人の黙秘権に配慮した上で、被告人にも、主張の明示義務を課すものである。

イ 被告人側の証拠調べ請求に関するものであり、アと同様、両案を併記している。

A案は、被告人又は弁護人が、取調べを請求する証拠があるときは、準備手続において、その取調べを請求し、かつ、これを開示しなければならないというものである。

B案は、弁護人のみに、そのような証拠の取調べ請求及びその開示を義務付けるものである。

(2) 開示の方法

(1)イの被告人側による証拠開示の方法に関する項目であり、検察官に

よる証拠開示の方法と同様、証拠書類及び証拠物の閲覧・謄写のほか、証人尋問を請求する場合には、その供述書等を開示すべきものとしている。

検察官請求証人の場合と同様に、十分な争点整理、検察官側の訴訟準備、ひいては、円滑な公判審理のためには、被告人側請求証人についても、その供述内容を準備手続段階で開示することが必要であるという考えによるものである。

5 争点に関連する証拠開示

4 (1)により被告人側が明らかにした主張に関連する証拠について、被告人又は弁護士から、開示を求める証拠の種類及びその範囲、当該証拠と被告人側の主張との関連性その他被告人の防禦の準備のために開示が必要である理由を明らかにして開示の請求があった場合、検察官は、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮し、相当と認めるときには、当該証拠を開示しなければならないというものである。

これまでの議論において、証拠開示のルールは、争点整理と関連付けたものとすべきであるという意見や、一定種類の証拠をあらかじめ開示するとともに、その他の証拠については、開示の必要性和開示による弊害とを考慮して開示の可否を判断することとすべきであるという意見などがあったことを踏まえ、3 (2)及び(3)による証拠開示に加え、検察官から、上記のような証拠を開示することが、被告人側の訴訟準備や争点整理を十分なものとするために相当ではないかという考えによるものである。

6 更なる争点整理と証拠開示

このたたき台では、これまで、3ないし5の項で述べたような形で、検察官側、被告人側が主張や証拠の開示を行うことにより、争点や証拠を整理していくものとしているが、被告人側の主張に対して検察官が反論し、更に被告人側がこれに反論するなど、更なる主張及び証拠の開示を行う必要がある場合には、引き続き、3ないし5と同様の手続を繰り返し、争点整理、証拠整理を行っていくという趣旨のものである。

7 証拠開示に関する裁定

(1) 開示方法の指定

ア 裁判所が、3(2)又は4により開示すべき証拠について、その開示の時期、方法を指定する決定をすることができるというものである。

上記のように、検察官は3(2)により、被告人側は4により、それぞれ、その取調べ請求証拠を開示しなければならないものとされているが、開示によって弊害が生じるおそれがある場合もあると考えられる。

そのような場合、およそ開示しないということは許されないが、このアは、開示をすべき者が、裁判所に請求をして、開示の時期、方法を指定する決定を得ることを認めるものである。

イ これまでの検討会における議論を踏まえ、アの請求に関する決定、すなわち、特定の開示の方法を指定する決定、あるいは、そのような指定を求める請求を却下する決定のいずれに対しても、即時抗告をすることができるものとしている。

(2) 開示命令

ア 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が、3ないし5により開示すべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、当該証拠の開示を命じなければならないというものである。

裁判所は、無条件で開示を命じることのほか、弊害が生じるおそれ等を考慮して、特定の開示の時期、方法を指定した上で開示を命じることもできるものとしている。

3(3)や5では、検察官は、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等をも考慮に入れて開示をするかどうかを判断するものとしているが、開示によって弊害が生じるおそれがあると認めるときには、検察官は、特定の時期、方法により開示をすることも許されると考えられる。被告人側としては、そのような開示の時期、方法に不服がある場合にも、この7(2)により開示命令を求めることができるというものである。

イ (1)と同様に、アの請求に関する決定、つまり、開示を命じる決定、開示を求める請求を却下する決定、さらには、開示の時期、方法を指定

する決定に対し、即時抗告をすることができるものとしている。

(3) 証拠の提示命令

証拠開示の裁定の手續に関するもので、裁判所は、必要があると認めるときは、証拠の提示を求めることができるというものである。

この場合、裁判所は、当該証拠を相手方に開示しないものとしている。

(4) 証拠の標目の提出命令

ア 同じく、証拠開示の裁定の手續に関するものであり、裁判所は、(2)アの開示命令を求める請求に関して決定をするに当たり、必要と認めるときは、検察官が保管する証拠であって、裁判所の指定する類型及び範囲に該当する証拠の標目を記載した一覧表の提出を命じることができるというものである。

裁判所が開示命令を求める請求に関して決定をするに当たり、例えば、検察官が保管する証拠のうち、被告人側が開示を求めている類型及び範囲に該当するものとしては、どのようなものがあるかを把握することが有益なこともあるとの考えによるものである。

イ そのような一覧表の被告人側への開示に関するもので、両案を併記している。

A案は、裁判所は、そのような一覧表を被告人に開示しないというものである。当該一覧表を開示すると、被告人側の証拠漁りの開示請求に用いられるおそれがあるなどの考えによるものである。

B案は、当該一覧表は、裁判所の判断材料の一つとなったものであるから、弊害が生じるおそれがあるときを除き、当該一覧表を被告人側に開示するのが相当であるなどの考えによるものである。

8 争点の確認等

(1) 争点の確認

準備手續を終結させるに当たり、準備手續により明らかとなった争点を確認するというものであり、争点整理の結果を明確にしようというものである。

(2) 準備手續終了後の主張

準備手続終了後の新たな主張の可否等に関するものであり、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、二案を併記している。

A案は、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によってすることができなかつた場合又は証拠調べの結果に照らし相当な理由がある場合を除き、準備手続終了後に、(1)により確認された争点と異なる主張をすることはできないとするというものである。

公判審理の段階で、新たな主張をすることが無制約に許されるとすると、準備手続における争点整理が無駄となり、争点に集中した公判審理が実現されないこと、準備手続において策定した審理計画に従った審理はできなくなるなどから、当初の審理見込み期間を大きく超過することもまれではなくなるおそれもあり、特に、裁判員制度対象事件では問題であることなどを理由とするものといえる。

B案は、A案のような制約はもうけないというものである。そのような制約の制度をもうけると、公判審理の段階で新たな主張を制約されることをおそれ、準備手続の段階で、考えられる主張はなるべくしておくということになり、かえって争点整理の目的を達することができなくなるおそれがあること、被告人の黙秘権との関係で疑問があり得ることなどを理由とするものといえる。

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

準備手続終了後の新たな証拠調べ請求の可否等に関するものであり、これも、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、三案を併記している。

A案は、検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求することができなかつた場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べ請求をすることはできない、ただし、裁判所が職権で証拠調べをすることは妨げない、というものである。(2)同様、公判審理の段階で、新たな証拠調べ請求をすることが無制約に許されるとすると、準備手続において策定した審理計画に従った審理はできなくなり、当初の審理見込み期間を大きく超過することもまれではなくなるおそれもあり、特に、裁判員制度対象事件では問題であることなどを理由とするものといえる。

ただ、もちろん、準備手続において、証拠調べ請求をしなかつたことが

やむを得ない事由による場合には、制約はかからないものとし、また、真実発見の見地などから、新たに請求された証拠の取調べが必要と考えられるときには、裁判所が職権で証拠調べをすることができるとするものである。

B案は、趣旨としてはA案と同様のものであるが、やや切り口が異なり、検察官、被告人又は弁護人は、準備手続の終了後、新たな証拠調べの請求をしようとする場合において、裁判所又は相手方の求めがあるときは、準備手続においてその証拠調べ請求をしなかった理由を説明しなければならず、かつ、その説明に相当な理由がないときには、裁判所は、当該証拠調べ請求を却下することができるというものである。

C案は、A、B案のような制約はもうけないというものである。そのような制約の制度をもうけると、制約をおそれ、準備手続の段階で、考えられる証拠調べ請求はなるべくしておくということになり、かえって証拠整理の目的を達することができなくなるおそれがあることなどを理由とするものといえる。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

検討会におけるこれまでの議論で、開示証拠のコピーが、暴力団関係者に流出するなどの事例が生じていることから、証拠開示の拡充に際し、開示証拠の取扱いに関するルールが必要であるとの指摘があったことを踏まえたものである。

(1) 目的外使用の禁止

被告人及び弁護人は、開示された証拠の写し又はその内容を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないというものである。

証拠の開示は、あくまでも、当該被告事件の審理の準備のためになされるものであり、しかも、その証拠には、事件関係者のプライバシー・名誉に関する情報等が記録されていることなどから、目的外使用は許されないことを明らかにする必要があるという趣旨によるものといえる。

イ及びウでは、目的外使用に対し、過料、刑事罰をもうけるという案を掲げている。

(2) 開示された証拠の管理

開示された証拠の管理に関するものであり、開示された証拠の写しは、弁護人が管理するものとし、被告人の防御のために必要な場合は別として、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないこととするという案である。